

第6章 介護保険事業費の見込みおよび保険料

1 介護保険事業費の見込み

(1) 介護給付費

■ 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・居宅介護支援給付費の推計 (単位：千円)

	本計画期間			2025年度	2030年度
	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020年度		
■ 居宅サービス	1,889,794	1,933,015	1,976,640	2,075,044	2,144,432
訪問介護	201,088	216,869	230,414	247,646	257,241
訪問入浴介護	28,416	28,787	29,537	35,218	36,582
訪問看護	43,974	45,267	49,161	51,227	53,212
訪問リハビリテーション	19,508	21,227	22,598	24,054	24,986
居宅療養管理指導	27,529	27,920	28,053	30,339	31,514
通所介護	430,593	439,738	454,207	492,787	511,880
通所リハビリテーション	471,416	482,388	484,641	508,925	528,643
短期入所生活介護	255,218	256,525	259,630	263,431	273,637
短期入所療養介護	16,076	17,008	17,008	17,991	18,688
福祉用具貸与	99,946	100,212	103,119	103,119	107,114
特定福祉用具購入費	5,097	5,686	6,015	6,464	6,714
住宅改修費	7,666	7,994	8,863	9,743	10,120
特定施設入居者生活介護	283,267	283,394	283,394	284,100	284,100
■ 地域密着型サービス	827,903	866,599	922,108	950,992	965,517
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,014	9,917	9,917	9,917	10,301
夜間対応型訪問介護	693	693	693	693	720
認知症対応型通所介護	32,411	34,808	36,027	37,586	39,042
小規模多機能型居宅介護	127,755	131,916	133,754	137,767	143,105
認知症対応型共同生活介護	330,864	345,969	382,344	385,437	385,437
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	179,065	186,709	190,662	190,662	190,662
看護小規模多機能型居宅介護	90,206	97,837	108,391	128,610	133,593
地域密着型通所介護	57,895	58,750	60,320	60,320	62,657
■ 施設サービス	1,794,332	1,822,791	1,832,386	1,816,294	1,816,294
介護老人福祉施設	784,934	785,285	785,285	801,751	801,751
介護老人保健施設	975,128	1,003,221	1,012,816	1,014,543	1,014,543
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	34,270	34,285	34,285		
■ 居宅介護支援	173,916	175,373	175,733	179,521	186,476
介護給付費計	4,685,945	4,797,778	4,906,867	5,021,851	5,112,720

(2) 予防給付費

■介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援給付費の推計 (単位:千円)

	本計画期間			2025年度	2030年度
	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020年度		
■介護予防サービス	240,252	258,021	268,865	293,321	316,208
介護予防訪問入浴介護	1,262	1,263	1,263	1,263	1,375
介護予防訪問看護	4,720	5,291	5,482	6,050	6,588
介護予防訪問リハビリテーション	14,359	14,767	15,570	17,176	18,703
介護予防居宅療養管理指導	4,215	4,407	4,597	4,946	5,386
介護予防通所リハビリテーション	116,461	125,661	133,385	147,267	160,363
介護予防短期入所生活介護	11,148	11,552	11,869	13,698	14,916
介護予防短期入所療養介護	1,818	2,325	2,325	2,325	2,532
介護予防福祉用具貸与	39,021	42,678	43,115	45,162	49,178
特定介護予防福祉用具購入費	4,033	4,286	4,309	4,309	4,692
介護予防住宅改修費	13,352	14,478	14,478	15,176	16,526
介護予防特定施設入居者生活介護	29,863	31,313	32,472	35,949	35,949
■地域密着型介護予防サービス	14,627	13,689	14,128	12,081	12,783
介護予防認知症対応型通所介護	1,389	1,468	1,468	1,468	1,599
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,058	8,039	8,478	6,431	7,003
介護予防認知症対応型共同生活介護	4,180	4,182	4,182	4,182	4,182
■介護予防支援	51,044	52,515	54,124	55,891	60,861
予防給付費計	305,923	324,225	337,117	361,293	389,852

(3) 標準給付費等

■標準給付費等の推計

(単位：千円)

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020年度	合計
標準給付費見込額	非 公 開			
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)				
総給付費				
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額				
消費税率等の見直しを勘案した影響額				
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)				
特定入所者介護サービス費等給付額				
補足給付の見直しに伴う財政影響額				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料一件あたり単価 (円)				
審査支払手数料支払件数 (件)				

(4) 地域支援事業費

■地域支援事業費の推計

(単位：千円)

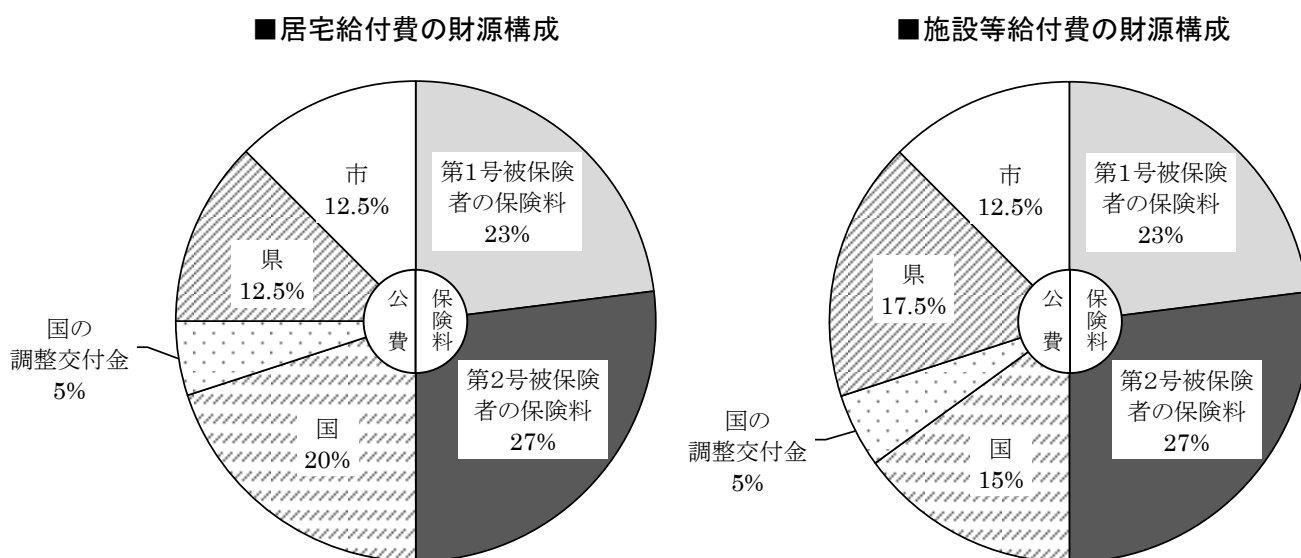
	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020年度	合計
地域支援事業費	非 公 開			
介護予防・日常生活支援総合事業費				
介護予防・生活支援サービス事業				
一般介護予防事業				
包括的支援事業・任意事業費				
総合相談事業				
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業				
任意事業				
権利擁護事業				
認知症総合支援事業				
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援体制整備事業				
地域ケア会議推進事業				

2 介護保険料基準額の設定

(1) 保険料の設定にあたって

① 介護保険給付費の財源

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第7期計画期間（2018「平成30」年度～2020年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。



※施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護にかかる給付費をさす。それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費に含む。

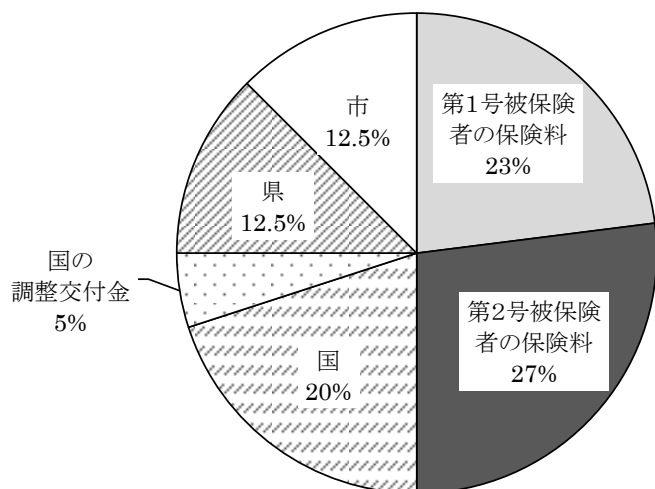
※公費のうち国の調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

② 地域支援事業費の財源

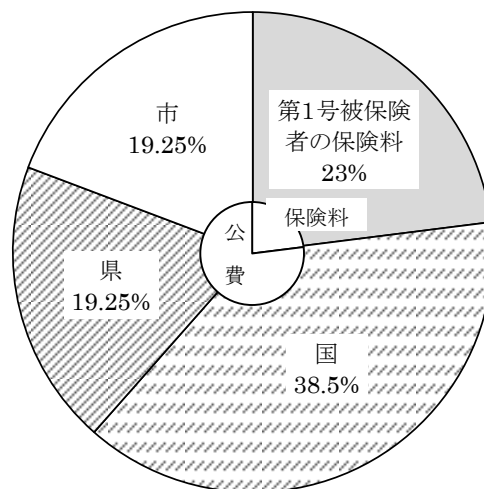
地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」に分かれています。

介護予防・日常生活支援総合事業の給付費については、介護給付と同様に、公費、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料で構成されています。包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者を除いた費用負担となっています。

■介護予防・日常生活支援総合事業費の財源構成



■包括的支援事業・任意事業費の財源構成



③ 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【2018（平成30）年8月施行】

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となります。ただし、月額44,400円の負担の上限があります。

④ 介護納付金における総報酬制の導入【2017（平成29）年8月施行】

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である『加入者数に応じて負担』していますが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とします（激変緩和の観点から段階的に導入）。

（2）第1号被保険者保険料

① 費用の負担割合

介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者および第2号被保険者が負担します。負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比に応じて設定されます。

このため、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの第1号被保険者の負担割合は22%でしたが、2018（平成30）年度から23%と負担割合が増えます。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないようにするために、調整交付金が設けられています。

② 保険料収納必要額の算定

標準給付費および地域支援事業費のうち、第1号被保険者の介護保険料で負担する割合（23%）を乗じて算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金や準備基金取崩額等を加減して、保険料収納必要額を算出します。

【保険料収納必要額の算定】

非 公 開

※調整交付金＝これまでの調整交付金は、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」および「第1号被保険者の所得段階別加入割合の違い」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されています。今後、2025年にかけて第1号被保険者に占める後期高齢者の割合も全国的に高くなると予測されており、後期高齢者加入割合のばらつきは縮小傾向となることが見込まれ、調整交付金の調整機能が縮小することが予想されます。このような状況を踏まえ、2018（平成30）年度より、調整交付金における年齢区分について、現行の①65～74歳、②75歳以上の2区分から、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化することにより、調整機能が強化されます。ただし、第7期計画期間においては、現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和措置が講じられます。

※準備基金取崩額＝「準備基金（介護保険給付費等準備基金）」とは、市町村において第1号被保険者保険料の余剰分を積み立てておくための基金であり、取り崩して保険料軽減に活用できます。

※財政安定化基金＝「財政安定化基金」とは、介護保険財政が悪化したり、赤字を穴埋めするために市町村が一般会計から繰入れを余儀なくされるというような事態を回避するため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置された基金です。

③ 第7期の介護保険料の算定

第1号被保険者の保険料（月額）は次のとおりです。なお、所得段階は現行の9段階を継続します。

非 公 開

【所得段階別対象者数の見込みと基準額に対する割合】

（単位：人）

所得段階	対象者	基準額に 対する 割合	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 年度	合計
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.50 (0.45) ※	2,860	2,843	2,828	8,531
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.675	1,903	1,891	1,881	5,675
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が120万円を超える人	0.75	1,743	1,732	1,723	5,198
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.875	1,561	1,551	1,543	4,655
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を越える人	1.00 基準額	2,836	2,819	2,804	8,459
第6段階	・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	3,132	3,114	3,098	9,344
第7段階	・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	2,112	2,099	2,088	6,299
第8段階	・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	1.50	1,775	1,764	1,755	5,294
第9段階	・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上の人	1.75	388	386	384	1,158
合計			18,310	18,199	18,104	54,613
所得段階別加入割合補正後被保険者数			17,964	17,855	17,762	53,581

※2015（平成27）年度から低所得者の保険料軽減を第1段階の人を対象に実施しており、現行の取り組みが継続されます。なお、消費税率10%への引き上げ時期を踏まえて、市町村民税非課税世帯（第1段階～第3段階）を対象とする軽減強化の完全実施が検討されることとなっています。